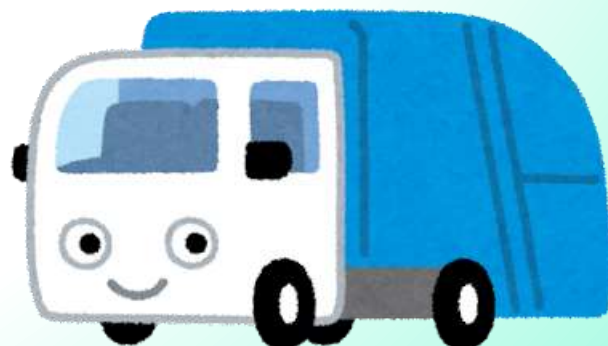


事業系ごみの出し方 資源の出し方



保存版
令和5年4月発行

野田市

【問合わせ先】
清掃計画課 TEL：04-7199-7406（直通）
清掃管理課（清掃工場内） TEL：04-7138-1001

※この冊子は令和5年4月1日現在の内容で作成しています。

1 事業者の責務

事業者の責務については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）において、次の4点が定められています。また、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「条例」という。）においても同様な内容が定められています。

- ・ 事業活動に伴って生ずる廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。
- ・ 事業活動に伴って生ずる廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより、減量化に努めること。
- ・ 物の製造、加工、販売等に際して、その生産物が終局的には必ず廃棄物になることを考え、その生産物が廃棄物として排出された場合に処理が困難とならないようにすること。
- ・ 廃棄物の減量、適正処理等について、国や県、市の施策に協力すること。

事業系ごみの減量への取り組み

●事業系ごみの受入指導強化

事業者または収集運搬許可業者が、受入基準に満たしていないと認めるときは、受入拒否などの規定を条例化し、指導機会を増やすことで、確実な改善が図れるよう指導を強化しています。

●展開検査の実施

清掃工場へ搬入される事業系ごみについては、展開検査を実施しています。

●減量化計画書等の提出

一定規模以上の対象事業者は条例により、廃棄物管理責任者選任（変更）届出書、事業系一般廃棄物減量化計画書を毎年5月31日までに提出し、事業系一般廃棄物の減量に努めなければなりません。



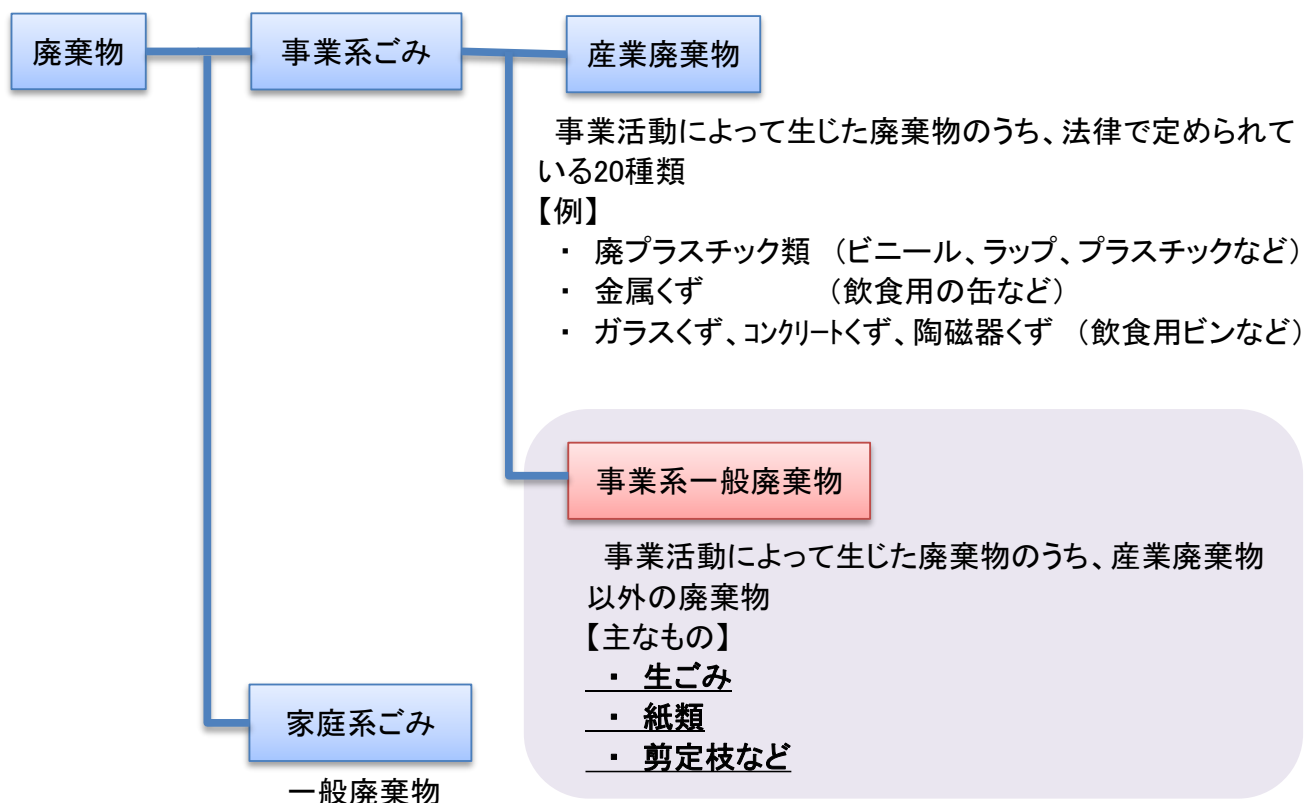
2 事業系一般廃棄物とは

廃棄物は大きく分けて事業系ごみと家庭系ごみに分類されます。

事業系ごみは、事業活動に伴って排出される廃棄物で、家庭系ごみは、市民の日常生活から排出される廃棄物です。

さらに、事業系ごみは、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分類され、産業廃棄物は廃棄物処理法で定められた20種類の廃棄物をいい、事業系一般廃棄物は産業廃棄物に該当しない事業系ごみをいいます。

事業活動に伴って排出される廃プラスチック類などは、全て産業廃棄物となります。



＜事業系一般廃棄物の種類一覧＞

- ①生ごみ（厨芥類）
- ②紙類（資源にならない紙くず）
- ③木くず（原則として堆肥化できないもののみ）



（参考）＜産業廃棄物の種類一覧＞

●あらゆる事業活動に伴うもの

- ①燃え殻（石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他の焼却かす）
- ②汚泥（排水処理の汚泥、製造生産工程で排出される泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、建設汚泥、生コン残さなど）
- ③廃油（鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど）
- ④廃酸（廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液）
- ⑤廃アルカリ（廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液）
- ⑥廃プラスチック（合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物）
- ⑦ゴムくず（天然ゴムくず）
- ⑧金属くず（鉄鋼または非鉄金属の研磨くず、切削くずなど）
- ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）、耐火レンガくず、陶磁器くずなど）
- ⑩鉱さい（高炉、転炉、電気炉などの残渣、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石灰粉炭かす、鋳物砂など）
- ⑪がれき類（工作物の新築、改築または除去に伴って生ずるコンクリートの破片、その他これに類する不要物など）
- ⑫ばいじん（大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設または産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの）

●排出する業種が限定されるもの

- ⑬紙くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工業から生ずる紙くず）
- ⑭木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、木材または木製品製造業、パルプ製造業または入木材卸売業から生じる木材片、おがくず等）
- ⑮繊維くず（衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず等の天然繊維くず）
- ⑯動物系固形不要物（法に定めると畜場及び食鳥処理場における処理時に排出される固形状の不要物）
- ⑰動植物性残さ（食料品、医薬品、香料製造業から生じるあめかす、醸造かす、魚及び獣のあら等）
- ⑱動物のふん尿（牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿（畜産農業に係るものに限る。））
- ⑲動物の死体（牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体（畜産農業に係るものに限る。））
- ⑳政令第13号廃棄物（上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの（コンクリート固型化物など））



3 事業系一般廃棄物の分別方法

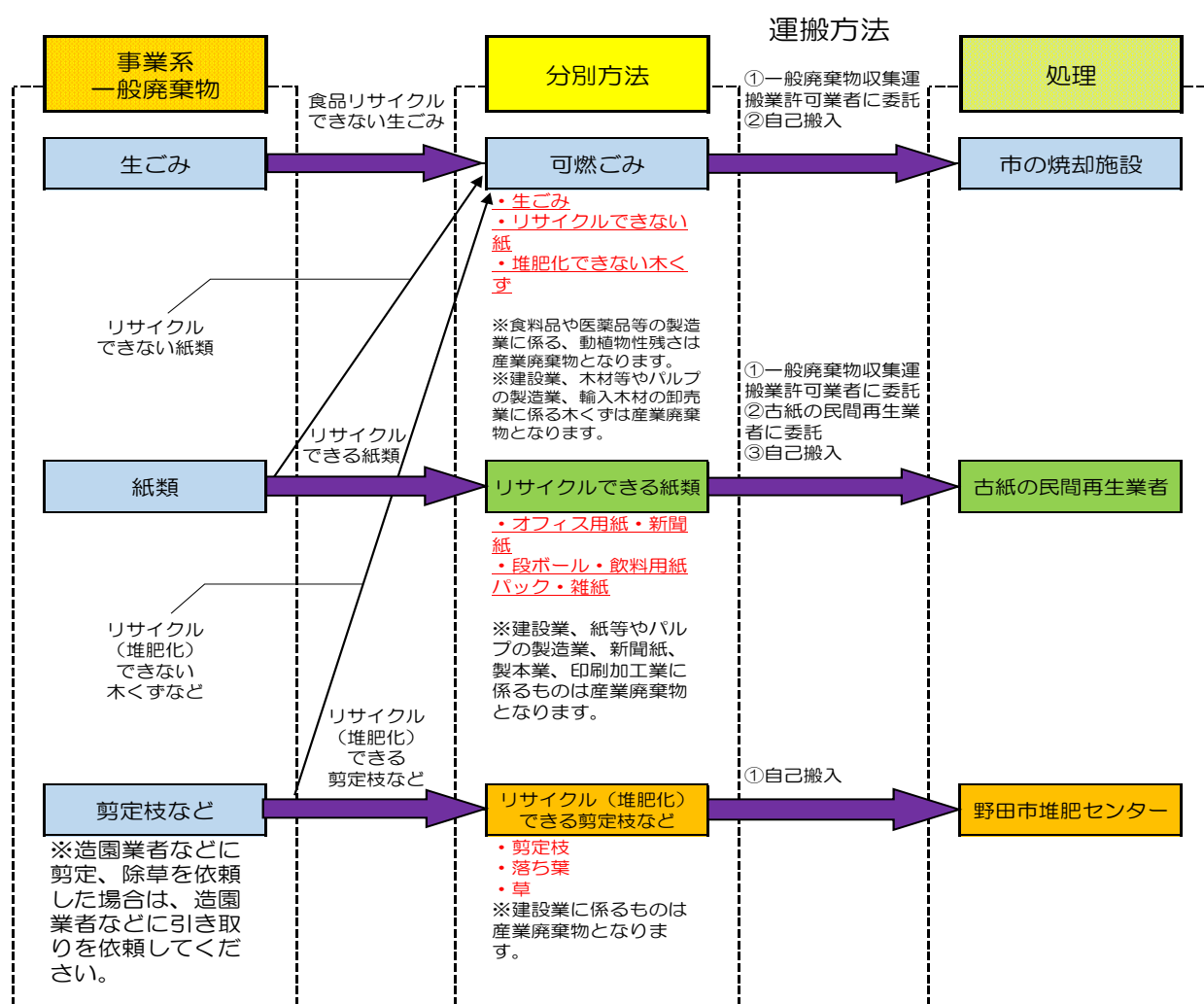
事業系ごみについては、前述のとおり、事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。

事業系ごみのうち、産業廃棄物については産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託し、適正に処理しなければなりません。（マニフェストの交付、書面契約など）

その他の事業系一般廃棄物については、下図の分別方法に基づき、可燃ごみ、リサイクル（再資源化）できる紙類、リサイクル（堆肥化）できる剪定枝などに分別します。リサイクルできるものは、リサイクルし可燃ごみとしないことが重要です。

その後、一般廃棄物収集運搬業許可業者または民間の再資源化業者に委託するか、市の廃棄物処理施設に自己搬入し処理します。

つまり、事業系一般廃棄物のうち可燃ごみに分類されたものは、市の廃棄物処理施設に搬入されているのです。



4 3R（リデュース リユース リサイクル Reduce・Reuse・Recycle）でごみの減量を推進

3R（スリーアール）とは、次の3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、ごみの焼却や埋め立て処分による環境への悪影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（循環型社会）をつくろうとするものです。

- Reduce(リデュース) 廃棄物の発生抑制
(例) 印刷、コピーは両面印刷して使う。
- Reuse(リユース) 使用済み製品、部品等の再利用
(例) 詰め替え製品を使用する。
- Recycle(リサイクル) 使用済み製品等を原材料として再資源化
(例) 紙類（オフィス紙、新聞紙、段ボール、飲料用パック、雑誌等の分別リサイクルの徹底）

5 事業系ごみについてのQ&A

Q.事業系ごみとは何ですか？

A.事業活動に伴って排出されるすべてのごみをいいます。また事業活動や、ごみの種類によって「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類されます。

- 産業廃棄物の種別は3ページを参照してください。
- 事業系一般廃棄物の種別は2ページを参照してください。

Q.事業活動とはどんなものが該当しますか？

A.店舗、飲食店、事務所、会社、農業などの営利を目的とするものから、病院、学校、官公庁、社会福祉施設などの公共サービスを行っているものも含まれます。

Q.事業系ごみは近所のごみ集積所に出せますか？

A.出すことはできません。ごみ集積所は家庭から出るごみが対象であり、事業所から出るごみは出すことは量に関わらずできません。

事業者は「その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項に規定されていますので、市では収集しません。

Q.事業系ごみはどのように処理したらよいですか？

A.事業者が自ら処理するか、廃棄物の収集運搬業許可を受けている業者に委託して適正に処理してください。

- 産業廃棄物の処理方法については8ページを参照してください。
- 事業系一般廃棄物については7ページ、8ページを参照してください。



6 事業系一般廃棄物の処理方法について

3Rの取り組みによっても発生してしまったごみは、事業系一般廃棄物として処理することになります。その処理方法を紹介します。

1. 自己処理責任に基づいて事業者が自ら適正に自己処理する

- ア 生ごみ処理機による自己処理（堆肥を自己利用できる場合）
- イ 納入業者に引き取りを依頼する
- ウ 廃棄物処理法その他関係法令に基づいた再生利用または処分

2. 市の処理施設等で処理する

野田市の分別方法に従い分別し、事業者自らが市の指定する処理施設に搬入するか、野田市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託する方法があります。いずれの場合も有料での処理となります。

[野田市堆肥センター]

品目	所在地	電話番号
剪定枝・落ち葉・草	野田市船形 5575	04-7127-5055
搬入時間：午前9時から午後5時（荷下ろし完了）まで （日曜日、祝日、年末年始は除く） <u>資源処理手数料：10kg までごとに 270 円（税別）に消費税相当分を乗じた額（10 円未満切り捨て）</u> （例）10kg までの場合 $270 \text{ 円} \times 1.1 = 297 \text{ 円}$ 10 円未満切り捨てのため、290 円 20kg までの場合 $270 \text{ 円} \times 2 \times 1.1 = 594 \text{ 円}$ 10 円未満切り捨てのため、590 円 <u>※事前に事業者登録が必要です。</u> <u>※搬入2日前までに申し込みをしてください。</u> ※回収できないもの等注意事項がありますので事前にお問い合わせください。 ※多量持ち込みの場合には、持ち込み量を制限させていただく場合がありますので、事前に野田市堆肥センター（TEL:04-7127-5055）へ連絡してください。		



[野田市清掃工場（清掃管理課）]

品目	所在地	電話番号
・生ごみ（厨芥類） ・紙類（資源にならない紙くず） ・選定枝等の木くず（原則として堆肥化できないもののみ）	野田市三ツ堀 356-1	04-7138-1001
受付時間 ：午前8時30分から午後4時まで （土曜日、日曜日、年末年始は除く） 搬入手数料 ：10kgまでごとに270円（税別）に消費税相当分を乗じた額（10円未満切り捨て） （例）10kg までの場合 270円×1.1＝297円 10円未満切り捨てのため、290円 20kg までの場合 270円×2×1.1＝594円 10円未満切り捨てのため、590円 ※回収できないもの等注意事項がありますので事前にお問い合わせください。 ※多量持ち込みの場合には、持ち込み量を制限させていただく場合がありますので、事前に清掃工場の清掃管理課（TEL:04-7138-1001）へ連絡してください。		



- 野田市が許可した収集運搬業者に処理を委託する。

野田市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

業者名	所在地	電話番号
(有) 葵サービス	流山市駒木台 170-16	04-7155-1459
(有) コスモス環境サービス	野田市目吹 1529-1	04-7121-0077
(有) 栄商事	野田市木間ヶ瀬 3114-1	04-7198-7456
(株) 十河サービス	東京都板橋区南常盤台 1-18-7	03-5995-3701
高梨 栄次郎	野田市木間ヶ瀬 2059-3	04-7129-4336
中央コントロールサービス(株)	野田市鶴奉 325	04-7124-7161
西村商事(株)	野田市七光台 385	04-7129-3008
(株) 丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 3-5-38	047-443-0903

(参考) 産業廃棄物処理について問い合わせ先

千葉県の産業廃棄物処理業の許可を受けた専門業者に処理を委託してください。

- 収集運搬業者や処理業者の紹介

一般社団法人 千葉県産業資源循環協会
TEL : 043-239-9920

- 処理業者の許可内容の確認

千葉県環境生活部 廃棄物指導課(産業廃棄物指導室)
TEL : 043-223-2647(収集運搬について)
TEL : 043-223-2655(中間処理・最終処分について)

